

令和3年3月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第4号

松伏町固定資産評価審査委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町固定資産評価審査委員会委員石井新一氏の任期は、令和3年4月19日で満了となるが、後任として増田信夫氏を同委員に選任することについて同意を求めるもの

2 任期

令和3年4月20日から令和6年4月19日まで

議案第5号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松伏町一般会計補正予算（第8号））

1 趣旨

新型コロナウイルスワクチン接種対策事業等の実施に伴い、緊急に令和2年度松伏町一般会計予算を補正する必要が生じ、令和3年2月10日に令和2年度松伏町一般会計補正予算（第8号）を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 補正前予算額 | 12,759,936千円 |
| (2) 補正予算額 | 6,117千円 |
| (3) 合計 | 12,766,053千円 |

議案第6号

松伏町国民健康保険条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 松伏町国民健康保険条例の一部改正（第1条）
引用条項に関する規定の整備（附則第2項関係）
新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、条例で引用している同法の条項が削除されたことに伴う規定の整備
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第2条）
引用条項に関する規定の整備（附則第2項関係）
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止により、条例で引用している同令の条項が削除されたことに伴う規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第7号

松伏町子ども医療費支給に関する条例及び松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、医療機関等における各種医療保険の被保険者資格の確認方法に電子資格確認を追加するための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町こども医療費支給に関する条例の一部改正（第1条）

電子資格確認の追加（第6条関係）

医療機関等における各種医療保険の被保険者資格の確認方法に個人番号カードのICチップを利用し、オンラインで被保険者資格を確認する電子資格確認を追加する。

(2) 松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部改正（第2条）

電子資格確認の追加（第7条関係）

医療機関等における各種医療保険の被保険者資格の確認方法に個人番号カードのICチップを利用し、オンラインで被保険者資格を確認する電子資格確認を追加する。

3 施行期日

公布の日

議案第 8 号

松伏町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

令和3年度から令和5年度までの保険料率を定めるとともに、保険料の所得段階の判定に用いる所得の算定方法を見直すための条例の改正

2 内容

(1) 令和3年度から令和5年度までの保険料率（第4条関係）

第1段階 28,400円（基準額×0.5）

第2段階 39,700円（基準額×0.7）

第3段階 42,600円（基準額×0.75）

第4段階 51,100円（基準額×0.9）

第5段階 56,800円（基準額）

第6段階 68,100円（基準額×1.2）

第7段階 73,800円（基準額×1.3）

第8段階 85,200円（基準額×1.5）

第9段階 96,500円（基準額×1.7）

第10段階 99,400円（基準額×1.75）

第11段階 105,000円（基準額×1.85）

第12段階 110,700円（基準額×1.95）

(2) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の追加（第4条関係）

所得段階の判定には、合計所得金額から長期譲渡所得等に係る特別控除額を控除した額を用いるが、特別控除の対象に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除を追加する。

(3) 保険料の所得段階の判定に用いる所得の算定方法の見直し（附則第10条関係）

給与所得又は公的年金等に係る所得を有する第1号被保険者の合計所得金額の計算について、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

2は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 9 号

松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、介護サービス事業者に虐待の防止、業務継続計画の策定及び感染症対策の強化を義務付けること等について定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）の一部改正（第1条）

ア 認知症介護基礎研修の受講の義務付け（第59条の13、第123条、第146条、第169条及び第187条関係）

指定地域密着型通所介護事業者等に、介護に直接携わる従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有しない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

イ 栄養管理及び口腔衛生管理（第163条の2及び第163条の3関係）

指定地域密着型介護老人福祉施設に、各入所者の状態に応じた栄養管理及び口腔衛生管理を行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練（第171条関係）

指定地域密着型介護老人福祉施設に、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施することを義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

エ 事故発生の防止及び発生時の対応（第175条関係）

指定地域密着型介護老人福祉施設に、事故の発生又はその再発を防止するために、事故発生の防止のための指針の整備及び事故発生の防止のための従業者に対する研修を適切に実施するための担当者を置くことを義務付ける。その際、6月の経過措置期間を設けることとする。

オ 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し（第180条関係）

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について、次のとおり見直しを行う。その際、当分の間、ユニットの定員に係る経過措置等を設ける。

(ア) 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。

(イ) ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

カ (5)による共通の改正

キ その他規定の整備

(2) 松伏町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）の一部改正（第2条）

ア 認知症介護基礎研修の受講の義務付け（第28条及び第81条関係）

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に、介護に直接携わる従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有しない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

イ (5)による共通の改正

ウ その他規定の整備

(3) 松伏町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）の一部改正（第3条）

ア (5)による共通の改正

イ その他規定の整備

(4) 松伏町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）の一部改正（第4条）

ア 利用者への説明の追加（第6条関係）

指定居宅介護支援事業者に、次の割合について利用者に説明を行うことを新たに求める。

(ア) 作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの割合

(イ) 作成した居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスごとの提供回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者等によって提供されたものの割合

イ 生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応（第15条関係）

介護支援専門員は、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等の居宅サービス計画を作成する場合であって、町からの求めがあった場合には、居宅サービス計画等を町に届け出なければならない。

ウ (5)による共通の改正

エ その他規定の整備

(5) 全条例共通の改正（(1)から(4)まで共通）

ア 虐待防止の推進（指定地域密着型サービス基準条例第3条、第31条、第40条の2、第55条、第59条の12、第59条の34、第73条、第100条、第122条、第145条、第168条及び第186条、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第3条、第27条、第37条の2、第57条及び第80条、指定介護予防支援等基準条例第3条、第19条及び第28条の2並びに指定居宅介護支援等基準条例第3条、第20条及び第29条の2関係）

介護サービス事業者に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

イ 業務継続に向けた取組の強化（指定地域密着型サービス基準条例第32条の2、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2、指定介護予防支援等基準条例第20条の2及び指定居宅介護支援等基準条例第21条の2関係）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、介護サービス事業者に、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施等の取組を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

ウ 感染症対策の強化（指定地域密着型サービス基準条例第33条及び第59条の16、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第31条、指定介護予防支援等基準条例第22条の2並びに指定居宅介護支援等基準条例第23条の2関係）

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延を防止するために、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等の取組を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

3 施行期日

令和3年4月1日。ただし、2（4）イは、令和3年10月1日

議案第10号

松伏町中間処理場整備工事（1期工事）請負契約の変更契約の締結について

- 1 工 事 名 松伏町中間処理場整備工事（1期工事）
- 2 施 工 箇 所 松伏町大字築比地地内
- 3 履 行 期 限 令和3年3月22日
- 4 変更履行期限 令和3年4月30日
- 5 変更請負金額 473,880,000円
- 6 今回変更による増額 4,730,000円
- 7 請 負 業 者 東京都千代田区五番町4番地7
株式会社ナカノフドー建設
代表取締役 竹谷 紀之
代理人 北関東支店長 川口 康治

議案第11号

字の区域を新たに画することについて

1 趣旨

埼玉県企業局及び松伏町の共同による松伏田島産業団地の整備に伴い、従前の字界では行政遂行上及び土地の維持管理上支障があるので、当該産業団地の整備後の道路界、水路界をもって、新たな字を画するもの

2 内容

田島南を画する区域

大字	字	地 番
田島	中東	610の4、615の3、616の4、616の6、617の3、618の3、619の1から619の3まで、620、621の1、621の2、622、623、624の1から624の3まで、625から628まで、629の1、629の2、630、631、632の1から632の3まで、633の1、633の2、634、635の1、636の1、637の2、637の3、638の2、639の1、640の1から640の3まで、641の1、642の1から642の3まで、643の1、643の2、644の1、644の2、6000の1から6000の5まで
松伏	深町	830の1、831の1、831の2、832の1、832の2、833の1、833の2、834の2、841の4から841の6まで、847の1、848の1、849、850、5000の1、5000の2

柳町	851の1、851の2、852、853の3、853の5、854から859まで、860の1、861の1、862、863の1、863の3、863の4、864から874まで、875の1、875の2、876の1から876の4まで、877、878の1、878の2、879から883まで、884の1から884の3まで、885から895まで、896の1、896の2、897、898の8から898の10まで、927の1、927の3、927の4、928から944まで、945の1から945の3まで、946、947、948の1から948の4まで、949の1、949の2、950、951、952の1、952の2、953の1、953の2、954、955の1から955の3まで、956から963まで、964の4から964の6まで、965から967まで、968の1、968の2、969の1、969の3、969の4、987の1、988の1、988の2、989から1004まで、1005の1から1005の3まで、1006の1、1006の2、1007の1、1007の2、1008の1から1008の4まで、1009から1012まで、1013の1、1013の2、1014、1015、1016の4から1016の6まで、1017から1020まで、1021の1、1021の2、1022の1、1022の2、1045の1、1045の4、1046の1、1047の1、1048の1、1049から1056まで、1057の1から1057の3まで、1058、1059、1060の1、1060の4、1060の5、1061、1062の1、1063の1、1064の1、1065の1、1066の1、5000の6から5000の17まで
沼端	1179の4、1179の5、1182から1186まで、1187の1、1187の2、1188、1189、1190の1から1190の3まで、1191の1から1191の4まで、1192、1193、1194の1から1194の3まで、1195から1198まで、1199の1、1199の2、1200から1202まで、1203の1、1203の2、1204の1、1205の2、1205の3、1206、1207の1、1208の1、1209の1、1210の1、1211、1212、1213の1、5000の3から5000の5まで

議案第12号

町道の路線認定について

認定内容

2-18号線

松伏町大字松伏字河原町3169番1地先（起点）から

大字松伏字河原町3084番1地先（終点）まで

2-773号線

松伏町大字松伏字河原町3174番地先（起点）から

大字松伏字河原町3172番1地先（終点）まで

2-774号線

松伏町大字松伏字河原町3185番地先（起点）から
 大字松伏字河原町3160番1地先（終点）まで

2-775号線

松伏町大字松伏字河原町3243番地先（起点）から
 大字松伏字河原町3122番地先（終点）まで

2-776号線

松伏町大字松伏字河原町3169番1地先（起点）から
 大字松伏字河原町3147番4地先（終点）まで

2-777号線

松伏町大字松伏字河原町3159番1地先（起点）から
 大字松伏字河原町3147番1地先（終点）まで

2-778号線

松伏町大字松伏字河原町3120番13地先（起点）から
 大字松伏字河原町3111番3地先（終点）まで

2-779号線

松伏町大字松伏字河原町3198番地先（起点）から
 大字松伏字河原町3201番8地先（終点）まで

1058号線

松伏町大字金杉字水汲1116番3地先（起点）から
 大字金杉字水汲1158番8地先（終点）まで

1059号線

松伏町大字金杉字舟戸477番2地先（起点）から
 大字金杉字舟戸470番5地先（終点）まで

1060号線

松伏町大字金杉字稲荷576番2地先（起点）から
 大字金杉字稲荷569番1地先（終点）まで

議案第13号

町道の路線変更について

路線名	新旧の別	起 点	重要な経過地
		終 点	
881	旧	松伏町大字金杉字稲荷576番地先	
		松伏町大字金杉字稲荷582番地先	
	新	松伏町大字金杉字稲荷580番4地先	
		松伏町大字金杉字稲荷582番地先	
882	旧	松伏町大字金杉字稲荷579番地先	
		松伏町大字金杉字稲荷583番地先	

	新	松伏町大字金杉字稲荷 5 5 1 番 4 地先	
		松伏町大字金杉字稲荷 5 8 3 番地先	
8 8 3	旧	松伏町大字金杉字稲荷 5 4 8 番地先	
		松伏町大字金杉字稲荷 5 6 3 番地先	
	新	松伏町大字金杉字稲荷 5 6 5 番 1 地先	
		松伏町大字金杉字稲荷 5 6 3 番地先	
8 8 7	旧	松伏町大字金杉字舟戸 5 0 8 番地先	
		松伏町大字金杉字舟戸 4 9 9 番地先	
	新	松伏町大字金杉字舟戸 5 0 5 番 1 地先	
		松伏町大字金杉字舟戸 4 9 9 番地先	

議案第 1 4 号

町道の路線廃止について

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
2-384	松伏町大字松伏字河原町 3 1 7 4 番地先	松伏町大字松伏字河原町 3 1 4 7 番地先	
2-385	松伏町大字松伏字河原町 3 1 8 5 番地先	松伏町大字松伏字河原町 3 1 4 7 番地先	
2-386	松伏町大字松伏字河原町 3 2 4 3 番地先	松伏町大字松伏字河原町 3 1 1 1 番地先	
879	松伏町大字金杉字稲荷 5 4 8 番地先	松伏町大字金杉字稲荷 5 4 8 番地先	
888	松伏町大字金杉字舟戸 5 1 1 番地先	松伏町大字金杉字舟戸 4 6 9 番地先	

議案第 1 5 号

令和 2 年度松伏町一般会計補正予算（第 9 号）

1	補正前予算額	12,766,053千円
2	補正予算額	176,135千円
3	合 計	12,942,188千円

議案第 1 6 号

令和 2 年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

1	補正前予算額	3,364,420千円
2	補正予算額	21,357千円
3	合 計	3,385,777千円

議案第17号

令和2年度松伏町介護保険特別会計補正予算(第3号)

1 補正前予算額	2, 240, 443千円
2 補正予算額	2, 599千円
3 合計	2, 243, 042千円

議案第18号

令和3年度松伏町一般会計予算

1 本年度予算額	8, 653, 000千円
2 前年度予算額	8, 746, 000千円
3 比較	△93, 000千円

議案第19号

令和3年度松伏町国民健康保険特別会計予算

1 本年度予算額	3, 278, 462千円
2 前年度予算額	3, 306, 483千円
3 比較	△28, 021千円

議案第20号

令和3年度松伏町農業集落排水事業特別会計予算

1 本年度予算額	8, 581千円
2 前年度予算額	8, 913千円
3 比較	△332千円

議案第21号

令和3年度松伏町介護保険特別会計予算

1 本年度予算額	2, 057, 805千円
2 前年度予算額	2, 055, 897千円
3 比較	1, 908千円

議案第22号

令和3年度松伏町後期高齢者医療特別会計予算

1 本年度予算額	375, 213千円
2 前年度予算額	368, 697千円
3 比較	6, 516千円

議案第23号

令和3年度松伏町下水道事業会計予算

1 本年度予算額	
(1) 収益の収入	526, 704千円
(2) 収益の支出	523, 054千円
(3) 資本の収入	119, 374千円
(4) 資本の支出	284, 104千円
2 前年度予算額	
(1) 収益の収入	570, 215千円

(2) 收益的支出	5 6 3, 0 4 5 千円
(3) 資本的收入	1 0 1, 1 4 2 千円
(4) 資本の支出	2 8 5, 9 5 6 千円
3 比 較	
(1) 收益的收入	△ 4 3, 5 1 1 千円
(2) 收益の支出	△ 3 9, 9 9 1 千円
(3) 資本的收入	1 8, 2 3 2 千円
(4) 資本の支出	△ 1, 8 5 2 千円